

あんしん少額短期保険株式会社

令和2年3月25日

お客様各位

あんしん少額短期保険株式会社

代表取締役 山本 賢寿

民法改正に伴う普通保険約款の改訂実施について

日頃は、あんしん少額短期保険株式会社（以下「当社」）の保険商品をご愛顧いただきありがとうございます。

上記件名に関しましては、令和2年4月1日より民法（債権関係）の改正に伴う措置として、当社の普通保険約款の関係する条文を以下の通り改訂して取扱いをいたしますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 実施日

令和2年4月1日より

2. 対象普通保険約款および変更内容

下記のそれぞれの普通保険約款の条文を旧版から新版に読替えるものとします。

①医療保障付定期保険 普通保険約款

新	旧
(年齢及び性別の誤りの処理) 第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日及び誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険料・保険金額等を更正し、過去に払い込まれた保険料の差額を精算します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料・保険金額等を更正し、既に払い込まれた保険料の差額を精算します。	(年齢及び性別の誤りの処理) 第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号のとおり取り扱います。 1) 責任開始日において、実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。 2) 前号以外のときは、保険金額及び保険料額を更正します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険金額及び保険料額を更正します。

あんしん少額短期保険株式会社

②介護一時金付定期保険 普通保険約款

新	旧
(年齢及び性別の誤りの処理) 第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日及び誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険料・保険金額等を更正し、既に払い込まれた保険料の差額を精算します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料・保険金額等を更正し、既に払い込まれた保険料の差額は精算します。	(年齢及び性別の誤りの処理) 第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号のとおり取り扱います。 1) 責任開始日において、実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。 2) 前号以外の場合は、保険金額及び保険料額を更正します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険金額及び保険料額を更正します。 ③ 2口の契約において前項の更正を行った結果、更正後の保険金額が会社の定める上限を超える場合は、上限以下となるように契約口数を減じ、減じた口数分の既払込み保険料を契約者に返還します。

③定期保険（保険金建）普通保険約款

新	旧
(年齢及び性別の誤りの処理) 第25条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日及び誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、既に払い込まれた保険料の差額を精算します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、既に払い込まれた	(年齢及び性別の誤りの処理) 第25条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号のとおり取り扱います。 1) 責任開始日において、実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。 2) 前号以外の場合は、保険金額及び保険料額を更正します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険金額及び保険料額を更正します。

あんしん少額短期保険株式会社

保険料の差額を精算します。	
---------------	--

④定期保険（保険料建）普通保険約款

新	旧
(年齢及び性別の誤りの処理) 第25条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日及び誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険金額を更正します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険金額を更正します。	(年齢及び性別の誤りの処理) 第25条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号のとおり取り扱います。 1) 責任開始日において、実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。 2) 前号以外の場合は、保険金額及び保険料額を更正します。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険金額及び保険料額を更正します。

以上